

記者発表資料  
令和5年2月2日  
【県対策本部会議に関すること】  
復興・危機管理総務課 千田  
電話：022-211-2382  
メール：fkikim@pref.miyagi.lg.jp  
【高病原性鳥インフルエンザに関すること】  
農政部技監兼副部長 伊藤  
家畜防疫対策室 齋藤・石橋  
電話：022-211-2854  
メール：kataihs@pref.miyagi.lg.jp

## 茨城県の家きん農場で発生した高病原性鳥インフルエンザに係る本県疫学関連農場での疑似患畜について

本日（2月2日）、蔵王町の家きん農場において飼養されている家きんが高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜と判定されました。

### 1 農場の概要

所在地：蔵王町

飼養状況：家きん（あひる）約700羽（うち疑似患畜 約100羽）

### 2 経緯

- 令和5年2月1日（水）、農林水産省より、茨城県の家きん農場（ほろほろ鳥等）で鳥インフルエンザの簡易検査が陽性となり、茨城県の疫学調査によって当該農場から蔵王町の農場に家きん（約100羽）が移動していることが判明し、「疫学関連農場」と確認した旨の連絡がありました。
- 本日午前10時、茨城県の家きん農場の遺伝子検査の結果が、H5亜型の高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜と確認されたため、疫学関連農場として本県蔵王町の農場に移動した家きんも疑似患畜と判定されました。

### 3 本県の対応

本日、宮城県特定家畜伝染病対策本部会議幹事会を书面開催し、家畜伝染病予防法及び特定家畜伝染病防疫指針に基づく、以下の対応について決定しました。

- 当該農場の疑似患畜と判定された家きん（約100羽）の殺処分等の防疫措置を実施します。
- 当該農場の疑似患畜以外の家きん（約600羽）は、本日から14日経過後、臨床検査や抗体検査等により清浄性の確認を行う予定です。
- 移動制限区域及び搬出制限区域は、農林水産省との協議により設定しません。

### 4 その他

- 我が国の現状において、鶏肉や鶏卵等を食べることにより、ヒトが鳥インフルエンザウイルスに感染する可能性はないと考えております。
- 現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれがあること、生産者の方のプライバシーを侵害するおそれがあることなどから、厳に慎むよう御協力をお願いいたします。特に、ドローンやヘリコプターを使用しての取材は、防疫作業の妨げや場所の特定につながるため、厳に慎むようお願いいたします。
- 今後とも、迅速で正確な情報提供に努めますので、生産者等の関係者や消費者は根拠のない噂などにより混乱することがないように、御協力をお願いいたします。